

第三十三条 この規則は平成

17年

4月

日より施行する

別表 日課表

附 則

就 寝	夕 食	入 浴	終 業	昼 食	就 業	朝 食	起 床	区分 期間
22 時 00 分	18 時 00 分	18 時 0 分	17 時 00 分	12 時 00 分	7 時 00 分	6 時 00 分	6 時 0 分	4 月 か ら 12 月 ま で
時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	時 分	月 か ら 月 ま で

作業所宿舎使用賃貸契約書

㈱〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇㈱(以下「乙」という。)

とは、下記のとおり宿舎の使用賃貸契約を締結する。

記

(物件の表示)

第1条 甲は、次の建物(以下「建物」という。)を乙に貸与する。

所在地	〇〇郡 〇〇市 〇〇〇 〇〇〇-〇
名称	北海道〇〇自動車道 〇〇〇工事
建物の名称	作業員宿舎
構造・面積	軽量鉄骨、2階建、鉄板葺、1棟

(使用目的)

第2条 乙は、建物を甲から請負った工事の施工目的のためにのみ使用しそれ以外の目的には使用しない。

(譲渡・転貸等の禁止)

第3条 乙は、第三者に使用させ、若しくはその占有を移転し、又は本契約上の権利を譲渡する等の行為は一切行わないものとする。ただし、短期間就業その他やむを得ない事情によって、甲が他の作業員の収容を指示したときは、乙は正当な理由なくこれを拒んではならない。

(使用期間)

第4条 建物の使用賃貸期間は、平成17年 4月 4日から工事完了までとする。ただし、工期の延長その他の理由によって、この期間経過後も引続き使用する必要があるときは、甲乙協議のうえその期間を延長することができる。

(費用の負担)

第5条 建物の使用は無償とする。

(追加加工等)

第6条 乙が、乙の必要によって建物の間仕切り変更、造作加工等を行なう場合は、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

(建物の管理責任)

第7条 乙は、この契約書及び取扱事項並びに甲の指示に従うとともに、常に善良な管理者の注意をもって建物を使用しなければならない。

(その他)

第8条 この契約書若しくは取扱要項に定めのない事項、又はその解釈について疑義を生じた場合は、そのつど甲乙で協議する。

この契約書の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成17年 3月 24日

甲

乙